

総務委員会資料

1 令和2年第6回定例会提出予定議案の説明

- (1) 議案第155号 川崎市債権管理条例等の一部を改正する条例の制定について
(財政局に関する部分)

資料 川崎市債権管理条例等の一部を改正する条例の概要

令和2年11月18日

財政局

川崎市債権管理条例等の一部を改正する条例の概要

1 改正する条例

川崎市債権管理条例（財政局所管）

川崎市国民健康保険条例・川崎市後期高齢者医療に関する条例・川崎市介護保険条例（健康福祉局所管）

2 改正内容

租税特別措置法の一部改正に伴い所要の規定の整備を行うもの

(1) 延滞金の特例基準割合の名称を改めるもの

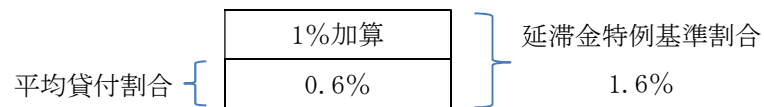
改正前	特例基準割合
改正後	延滞金特例基準割合

(2) 財務大臣が告示する割合に「平均貸付割合」という名称を付すもの

改正前	当該年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合
改正後	平均貸付割合（租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合）

※延滞金特例基準割合について

財務大臣が告示する平均貸付割合に所定の率を加算したもの。延滞金算出の基礎となる割合



3 施行期日

令和3年1月1日

川崎市債権管理条例 新旧対照表

債権管理条例（改正後）	債権管理条例（改正前）
<p>○川崎市債権管理条例 平成25年10月8日条例第42号</p>	<p>○川崎市債権管理条例 平成25年10月8日条例第42号</p>
<p>附 則 1～2 略 (延滞金の割合の特例) 3 当分の間、第6条第2項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の<u>延滞金特例基準割合（平均貸付割合（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。）に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年_____中においては、年14.6パーセントの割合にあつてはその年_____における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。</u></p>	<p>附 則 1～2 略 (延滞金の割合の特例) 3 当分の間、第6条第2項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の_____特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定により告示された割合_____に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.6パーセントの割合にあつては<u>当該特例基準割合適用年</u>における_____特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該_____特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。</p>